

全L協事業24第7号
平成24年4月10日

正 会 員 各 位

一般社団法人 全国LPガス協会

市町村の福祉部局との連携等に係る協力について
(お願い)

標記につきまして、エネ庁長官官房総合政策課より 販売事業者
者と市町村の福祉部局との連携協力の要請がありました。

今般、生活に困窮され亡くなった方が公共料金等を滞納し供給が止められた
状態で発見されるという事案が新聞等で報道されております。

既に、販売事業者におかれましては、生活困窮者に対しては、自主的な対応
により、さまざまな取組みが行われていることと存じます。

一方、福祉部局等との連携の際に、個人情報保護法との関係から福祉部局等
への情報提供について躊躇されているのではないかと指摘も聞いております
が、同法16条(利用目的による制限)及び23条(第三者提供の制限)において、
人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合は、本人の同意を得る
ことが困難であるときは適用除外となり、本人の同意を得なくともよいとされ
ておりますので、都道府県協会におかれましては、貴協会会員に対し、また、
直接会員におかれましては、プライバシーの保護に配慮しつつ、市町村の福祉
部局等と十分な連携協力をしていただきますようよろしくお願いいたします。

以 上
発信手段：Eメール
事業推進部：永田、瀬谷